

区 長 各 位

地域集会所施設整備等補助金の活用について（周知）

地域集会所のエアコンの取替や、屋根、壁、床などの改修に補助金を利用できます！

地域集会所の増改築、改修、空調整備の更新に補助が出ます。補助率や上限金額は以下のとおりです。ぜひご利用ください。

希望がありましたら、まずはくらし人権課にご相談ください。

今年度（令和7年度）事業計画書を提出していただき、来年度（令和8年度）の工事実施施となります。

＜補助制度の概要＞

増改築	補助率	1/3
	補助限度額	300 万円
改修	補助率	1/3
	補助限度額	200 万円
	（耐震補強とセットの場合）	300 万円
空調設備	補助率	1/3

令和8年度 補助金の活用の流れ

① 事業計画書、関係書類一式の提出（令和7年9月末まで）

〈必要書類〉

- ・ 地域集会所施設整備等事業計画書
施設位置図、見積書、平面図、現況写真等関係書類一式を添付

※8月開催の第3回区長会で提出期限、提出方法について改めてお知らせする予定です。

内示・・・令和8年3月頃

事業計画書の内容を審査、予算要求した上で、実施していただける事業については、市から交付申請書様式をお送りします。

② 交付申請書、関係書類一式の提出（令和8年4月以降）

〈必要書類〉

- ・ 地域集会所施設整備等事業補助金交付申請書
施設位置図、見積書（直近3ヶ月以内発行のもの）、平面図、現況写真等関係書類一式を添付

補助決定を通知

（事業計画時の補助申請額が限度となるのでご注意ください。）

③ 改修工事等の実施、支払

※必ず、交付決定通知書受領後に、工事請負契約を取り交わし、工事に着手してください。

④ 実績報告書、関係書類一式の提出（工事完了後速やかに提出）

〈必要書類〉

- ・ 地域集会所施設整備等事業実績報告書
完成写真、領収書又は振込金受取書の写し、契約書等関係書類一式を添付

補助確定を通知

請求書類等関係書類様式も併せて送付

⑤ 交付請求書の提出

補助金の交付

くらし人権課 くらしグループ 担当：水野・杉山
電話：0572-22-1134 FAX：0572-25-7233
Mail：kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp